

令和4年度第2回埼玉県スポーツ推進審議会【議事録】

1 日 時 令和4年9月7日(水) 14:15~15:50

2 場 所 埼玉会館

3 出 席 (1) 出席委員(16名)

杉田委員、上條委員、白川委員、久保委員、宮寺委員、重田委員、稲葉委員、太田委員(オンライン出席)

松本委員、有川委員、工藤委員、竹内委員、相澤委員、善福委員、増野委員、竹末委員

(2) 事務局

スポーツ振興課、保健体育課

4 議 事 ・次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について

(1) 計画策定に向けたスケジュール(案)

【資料1】

(2) 令和3年度第2回審議会御意見への対応(案)

【資料2】

(3) 次期埼玉県スポーツ推進計画(素案)

・構成案

【資料3-1】

・計画本文 第1章、第2章

【資料3-2】

・体系案

【資料3-3】

5 内 容

(1) 開 会

(傍聴希望者なし、議事録の署名委員を白川委員と竹内委員に依頼)

(2) 局長挨拶 (代理：スポーツ振興課長)

(3) 議 事

・次期埼玉県スポーツ推進計画の策定について

ア 計画策定に向けたスケジュール (案)

【事務局 資料1に基づき説明】

・質疑応答なし

イ 令和4年度第1回審議会御意見等への対応 (案)

【事務局 資料2に基づき説明】

○ 有川議長

「令和3年度第2回審議会御意見への対応 (案)」について、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○ 工藤委員

指標8「プロ・トップスポーツチーム・トップアスリートとの連携事業数」について伺う。目標値が72事業とある。その他の指標はキリのよい数値であるが、本指標は異なる。どのような積み上げか。

○ 事務局（スポーツ振興課主査）

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急事態宣言等のため、年間三分の一程度の期間で事業が実施できなかった。令和3年度の実績は42事業である。この数値を通年で事業が実施できる数値に割り戻し、その数値に対し、県内のプロ・トップスポーツチーム数（県スポーツ情報ポータルサイト「スポナビ！サイタマ！」掲載のチーム、令和4年9月1日現在 16チーム）を加えたものである。

○ 工藤委員

承知した。

○ 有川議長

そのほか、御意見、御質問がありましたらよろしくお願いします。

○ 久保委員

目標3「スポーツ王国埼玉」を「スポーツ先進県埼玉」と改める点について伺う。これはこれで、よい言葉と考える。一方で、「スポーツ先進県埼玉」にこのまま決定とするのではなく、委員の皆様で議論ができればと考える。

○ 事務局（スポーツ振興課副課長）

「スポーツ王国埼玉」に替わる言葉について、事務局で議論を重ねたところであるが、代替案の検討に苦慮したところ。「王国」という言葉には、スポーツが埼玉を引っ張っていく、県内隅々までスポーツが浸透しているというイメージがある。「王国」ではなく、「共和国」とした場合では、従前の「国」のイメージにとらわれてしまう。「国」ではなく、「地域」「ゾーン」と考えた際にどのような言葉が適切か、委員の皆様の御意見を賜ればありがたい。

○ 増野委員

「スポーツ先進県」とした際に、埼玉県としては、どの分野でスポーツの先進的な取組があるか。「先進県」とする場合、「後進県」となってしまう自治体もでてきてしまう。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

先進的な取組について、お答えする。令和4年4月からパラスポーツ、障害者スポーツについて、一元化して取り組んでいる。これは全国で見ても、数えられる程度の自治体を実施しているもの。また、今年度から実施しているオリンピックを目指すアスリートとパラリンピックを目指すアスリートを一緒に育てる、競技力を向上させるという取組については、東京都と神奈川県と本県が取り組んでおり、非常に先進的である自負しているところ。さらに、スポーツ科学を取り入れた拠点施設を設置する取組についても、他自治体をリードする取組であると考えている。

特定の自治体を「後進県」というものではなく、本県が頑張っているという思いを込め、「先進県」という言葉を使用した。

○ 久保委員

目標の文言について、県民コメントで文言の提案がなされ、それに基づき変更されることはありうるか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

そのような事例はない。本日は、基本理念も改めて御審議いただく予定である。基本理念の御審議後に、再度、目標の言葉を御審議いただく機会を設けることも可能である。

○ 有川議長

目標3「スポーツ先進県」の文言については、現状どおりとさせていただきます。但し、基本理念の御審議後に、新たな案があれば、お聞きしたいと考えます。

他に質問がございましたら、計画の構成、体系、計画本文について、事務局から説明をお願いします。

ウ 次期埼玉県スポーツ推進計画（素案）構成、体系、計画本文

【事務局 資料3-1～資料3-4に基づき説明、目標1について、事務局から説明】

○ 有川議長

御意見、御質問等ございましたらお願いします。

(資料3-4 4ページ)

○ 増野委員

「県立学校体育施設開放の推進」について伺う。教育委員会所管の事業の記載があるが、事前に教育委員会の了承は得ているのか。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

教育委員会とは調整済みである。県民コメントを踏まえ、改めて関係各課に照会してまいりたい。本県全体の施策として、スポーツ推進計画を定めるものである。

○ 竹末委員

「スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備」について伺う。少子高齢化で人口が減少していく中で、新たな施設の整備は必要であるのか。既存施設の再活用の施策はあるのか。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

「スポーツ・レクリエーションの場・施設の整備」とは、いわゆるハードの確保全般として取り組むもの。施策として、新たに整備するものとしては、50m屋内水泳場、科学拠点施設がある。一方で、既存施設の再活用の方策について、増野委員から先ほど御指摘いただいた学校の施設を活用することも推進する。また、商業施設や、企業の体育館など、これまで活用できなかったものを活用していきたいと考えている。

○ 宮寺委員

内容の質問ではないが、具体的な事業として、「屋内50m水泳場整備」が記載されている。「水泳場」ではなく、「プール」と記載する方が一般的と考えるがいかがか。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

事業名として「水泳場」という言葉を活用していることから、現状の記載のとおりとしたい。

○ 重田委員

県立学校体育施設開放事業について、以前は学校開放に必要な用具を調達する予算があったが、現在はその予算がない状況。「県立学校体育施設開放の推進」には、県民が学校を利用しやすく整備するための予算も含めて考えてよいか。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

場の確保に加え、用具の確保も施策に位置付けている。国の補助金を活用することで、委員御指摘の学校の環境整備が可能となっている。特別支援学校等も含め、障害者のスポーツ施設環境の充実について、今年度も国に要望を提出しているところ。補助金の活用について、学校からは「物を置く場所がない、物を置く場所の確保が困難なため、補助金の活用に手を挙げづらい」といった声を伺っている。

なお、地域の皆様に学校を活用していただく（例えば、学校を開放して地域の皆さんと一緒にイベントを実施する）という点について、学校の先生方は授業等々で非常に多忙な状況。前もってそういったことが計画的に組み立てていけば対応できるかもしれないが、年度途中の場合は困難といった声も聴いている。

○ 重田委員

障害者の観点だけではなく、県立学校体育施設開放全般について伺う。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

県立学校体育施設開放の場合、利用者自らが用具を持参し、施設を利用することが基本である。先ほどの話では、障害者が地域でスポーツを実施する場としての学校を活用する際に、学校において貸出可能なものを調達するために国庫補助金が活用可能という話であった。

○ 有川議長

そのほか、御意見、御質問が無い様子ですので、次に、目標2 施策3～施策6について、事務局から説明をお願いします。

【事務局 資料3-1～資料3-4に基づき説明、目標2について、事務局から説明】

○ 有川議長

御意見、御質問等ございましたらお願いします。

(資料3-4 12ページ)

○ 白川委員

運動部活動の充実と地域移行に向けた支援について伺う。具体的な事業に「指導者の資質向上」がある。どのような資質の向上を目指すのか。現時点で具体的に検討されているものはあるか。

○ 事務局（保健体育課主任指導主事）

地域の人材も含め、運動部活動に従事する者について、研修体制の構築、資格制度等の検討を行っている。国の提言でも同様の内容が記載されているところ。県としても、「指導者の資質向上」に向けた体制づくりを行ってまいりたい。今後具体化してまいりたい。

(資料3-4 14ページ)

○ 白川委員

「施策4 女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供促進」について、伺う。取組の方向性では、「女性のスポーツ実施率が男性よりも低くなっていることを踏まえ」との記載がある。レクリエーションに参加している方々は、殆どが女性である。男性は1割程度である。女性のスポーツ実施率が低いというデータはあるのか。

○ 事務局（スポーツ振興課主査）

年代別・性別のスポーツ実施率のデータがある。後程、改めてデータを提供する。

(資料3-4 12ページ)

○ 杉田委員

取組の方向性では、『「指針」「手引き」に基づき、部活動の段階的な地域移行に向けて、各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための支援を行います』との記載がある。部活動の地域移行については、依然として大きな課題があると考えている。子供たちが主役ということを忘れてはならない。12ページの表現だけでなく、例えば、10ページの「学びに向かう力・人間性等」といった点を配慮していただければと考える。

○ 事務局（保健体育課主任指導主事）

委員御指摘の点について、配慮してまいりたい。

○ 松本委員

部活動の地域移行に係る文言について、前回審議会時の指摘（「推進」から「支援」に変更）を踏まえていただいたことに感謝する。

取組の方向性では、「各地域の実態に応じた様々な課題に対応するための支援を行います」との記載がある。課題のある地域の話を取組む機会はあるのか。

○ 事務局（保健体育課主任指導主事）

令和4年9月2日に各市町村の指導主事等に対し、部活動の地域移行の概要及び県の方針を説明した。現在、各市町村の意見を集約しているところ。今後も、県からの説明及び市町村からの御意見を伺う機会を設けていきたい。

○ 松本委員

市町村教育長会でも、部活動の地域移行に向けての要望を県教育委員会にお示ししているところ。前向きに考えた御意見をお聞かせ願いたい。

○ 事務局（保健体育課主任指導主事）

適宜対応してまいりたい。

○ 相澤委員

今まで学校単位で参加していた大会について、地域のクラブも参加が可能となる方向で国が動いている。この方向で進む際に、県としてどのような段階を経ていくか。

○ 久保委員

資料3-3は、資料3-4の具体的な事業について、より詳細を記載した資料となっている。

事務局は資料3-4を使用して説明しているところ、資料3-3には、相澤委員から御指摘があった点について、本文に触れられている。

○ 上條委員

参考までに御意見として申し上げる。部活動について、現在は変革の時である。相澤委員御指摘のとおり、大会出場は学校単位が基本である。学校単位で行われる大会とクラブチームの大会は別ものである。例えば、全国中学校体育大会には、クラブチームの出場はできない。それを今後どのようにすべきか、考えていく必要がある。学校体育協会やクラブチーム団体など、様々な団体が連携して検討する必要がある。

○ 相澤委員

国等、外部の方から地域移行をうたうことはできるが、実際の現場は多くの課題を乗り越える必要がある。どのような方向に向けて今後進めていくか、関係者は大変な状況に置かれている。

○ 久保委員

参考に、県の動きをお伝えする。学校の体育活動、運動部活動を所掌する県保健体育課が中心となって、本年9月から部活動地域移行の推進委員会の会議を予定している。構成は教育局や関係部局の課長級である。本審議会でも様々な御意見があったとおり、大会参加の単位、指導者、費用（受益者負担）等、多くの課題がある。国の提言を受け、埼玉県としてどのように考えるか、検討するものである。

(資料3-4 14ページ)

○ 稲葉委員

「女性のライフステージに応じたスポーツの機会の提供促進」及び次ページ「働く世代・子育て世代のライフスタイル、ニーズに応じたスポーツの機会の提供促進」ともに「子育て世代へのスポーツ機会の提供」の記載がある。この意図について教えてほしい。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

仕事・子育てが忙しく、スポーツをする時間がないという世代に対する施策のため、両施策に「子育て世代へのスポーツ機会の提供」を記載している。「家事や育児をしながら行える運動」について、一方では記載があるが、一方には無い状況。同様な施策については、「再掲」等を活用し、わかりやすいものとしたい。

○ 工藤委員

資料3-3と資料3-4について、どちらの議論となっているか確認する必要がある。資料3-3と資料3-4では、同一の事業名であっても、具体的な取組が異なるものもある。骨格を審議するものとして、資料3-3を活用すべきか、詳細を審議するものとして資料3-4を活用すべきか。審議の進め方を整理された方がよいのではないか。

○ 有川議長

資料3-3、資料3-4は別のものとし、質問時等はどの資料を参照しているか明示していただければと考えます。

○ 事務局（スポーツ振興課副課長）

資料3-4では、分量が多いため、項目を抽出した資料3-3をお示ししているところ。委員御指摘のとおり、詳細は資料3-4に記載している。資料3-4を御審議いただければと考える。但し、文章一文一文の議論となってしまうと、計画全体の御審議が未了となってしまう可能性があるため、御配慮いただければありがたい。

なお、先ほどの「家事や育児をしながら行える運動」について、女性のスポーツの機会の取組に記載した場合、「家事・育児は女性だけが参加する」と捉えられてしまう可能性がある。男性も家事・育児に参加することは当たり前である。この点を考慮し、別の表現としている。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

性別や年齢層毎のスポーツ実施率等のデータを再度確認してまいりたい。データに基づき、本文の修正が必要であれば対応する。

○ 重田委員

障害者スポーツについて伺う。施策5について、「障害者のスポーツ機会の充実」から「パラスポーツの機会の充実」に変更することを提案する。パラスポーツには3つの区分がある。1つ目はリハビリステーション、2つ目は市民スポーツ・生涯スポーツ、3つ目は競技スポーツである。

施策5には、（1）障害に応じたスポーツの機会の創出、（2）パラスポーツの推進の2つの施策がある。（2）では「パラスポーツ」の言葉を使用している。「パラスポーツ」という言葉をより普及させるためにも、施策5にも「パラスポーツ」の言葉を使用されたい。

「障害者スポーツ」とした場合、いわゆるパラリンピック的な競技スポーツの面が一般的に想起される。「パラスポーツ」であれば、リハビリ、生涯スポーツの側面も打ち出していくことが可能。

なお、県スポーツ振興課内には、今年度からパラスポーツ担当が設置されている。以上の点を踏まえ、施策5について、「パラスポーツの機会の充実」に変更することを提案する。

○ 竹内委員

検討していただきたい点について、プロスポーツチームに所属する者として申し上げる。資料3-4の12ページ、指導者の資質向上についてである。埼玉には多彩なスポーツチームがあることを鑑み、選手のセカンドキャリアについても目を向けていただきたい。殆どの選手は、今までの経歴とは異なる別の道に進んでいる。財源等を措置し、引退後の活躍の場も考えていただけると、スポーツを実施する立場としては心強い。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

施策7「スポーツ科学によるアスリート（パラアスリート含む）の競技力向上」において、「プロ・トップチーム等と連携した支援の充実」という施策を記載している。この施策で、プロ・トップアスリートが有する技術やノウハウ・経験を活用した次世代アスリートの育成や競技力の向上に取り組むこととしている。この施策の中で御指摘いただいた点を記載できるか検討してまいりたい。

○ 有川議長

そのほか、御意見、御質問が無い様子ですので、次に、第4章 目標3及び目標4、施策7から施策10について、事務局から説明をお願いします。併せて、第5章についても、説明をお願いします。

【事務局 資料3-1～資料3-4に基づき説明

第4章 目標3並びに目標4、施策7から施策10及び第5章について、事務局から説明】

○ 有川議長

御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○ 工藤委員

資料3-3の27ページについて、伺う。

③では、「アスリートに対するセクシャルハラスメントの防止等」の記載がある。

暴言や身体接触が無いハラスメントに苦しんでいる方もいらっしゃる。

「ハラスメント」とした方が、より広範囲が対象となるのでよいと考える。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

委員御指摘のとおり修正してまいります。

○ 相澤委員

1点伺う。埼玉には多くのプロ・トップスポーツチームがあるが、経営的に厳しいところもあると聞いている。計画全体を呼んだ際に、プロ・トップスポーツチームが、県の事業に協力するという方向性が多く見受けられる。

一方で、県がプロ・トップスポーツチームを支援する施策は、施策10「④スポーツチームの活性化支援」のみと私個人としては見つけることができなかった。県が行う支援について、他に記載できるもの、あるいは記載しているものはあるか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

委員御指摘のとおり、様々な経営母体、経営状況がある中で、県がチームに対して行う支援策の記述が薄いことも事実である。なお、現に取り組んでいるものとして、チームと連携協定を締結し、チームが主体となって行う活性化の取組への支援、県営施設利用のための支援、その他の人的支援、情報提供等などがある。一方で、計画内に支援を実施する旨を記載する場合、全てのチームに満遍なく支援を実施する必要性が生じる。他の企業・事業者との公平性を考慮すると、支援の記載は困難である。

○ 工藤委員

例えば、施策10(2)「(2) トップチーム・トップアスリートとの連携による地域振興」について、「連携・協働」とすることは可能か。県とチームが一緒になって取り組んでいく姿勢を示すため、「協働」の言葉を追記してはいかがか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

委員御指摘のとおり、追記してまいりたい。

○ 有川議長

その他、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

お時間がございますので、委員皆様の御意見を踏まえ、事務局にて計画の修正をお願いします。

○ 有川議長

本計画の基本理念について、審議会の意見をまとめます。事務局から説明をお願いします。

【資料3-5に基づき、次期埼玉県スポーツ推進計画理念（案）について、事務局から説明】

- 案1 スポーツがつくる 輝く埼玉
- 案2 スポーツがはぐくむ 輝く埼玉
- 案3 共に育む スポーツ埼玉

○ 有川議長

御意見、御質問等ございましたらお願いします。また、その他ご提案がございましたら、お願いいたします。

○ 増野委員

県民コメント実施時には、3つの案を提案するのか。それとも、案を1つに絞る必要があるか。

○ 事務局（スポーツ振興課主査）

事務局案又は本日委員の皆様から御提案いただいた案のうち、1つに絞る必要がある。

○ 宮寺委員

案2「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」に賛成する。「はぐくむ」ではなく、「生む」もよいのではないか。
「スポーツが生む 輝く埼玉」である。

○ 有川議長

4つ目の案が提示されました。その他、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

○ 事務局（スポーツ振興課副課長）

事務局案について補足する。案1、案2とも、「スポーツで」ではなく、「スポーツが」とすることで、スポーツを主体的に捉えている。現行の計画でも、「スポーツが」という表現を活用している（現行計画理念「スポーツがつくる 活力ある埼玉」）。

なお、国の第3期スポーツ基本計画において、「はぐくむ」という言葉が使用されている。コロナ禍の社会において、新たな価値を創造する、創造したものをきちんと育てていくという点がうたわれている。この点も踏まえ、案2では、「はぐくむ」という言葉を使用した。

○ 善福委員

案2「スポーツがはぐくむ 輝く埼玉」に賛成する。愛着が沸くのではないかと。「スポーツが」と「が」を使用することで、スポーツそのものが輝く埼玉を作り上げるイメージを想起できる。また、「輝く」について、埼玉県章の勾玉が輝いている姿を想起できる。

スポーツを通じて様々な価値を県民の皆様に提供できる。県民の皆様が受動的に価値を享受するのではなく、積極的に県民からも介入することで、スポーツが生み出す価値をさらに育ていけるのではないかと。なお、理念の根拠や思いについて、計画本文では膨らませて記載する必要があるかもしれない。どのような思いを込めたものであるか、理念のイメージが子供たちにも伝わるよう、記載できるとよい。

○ 竹末委員

理念について、五七五のように、語感・リズム感を大事にしてもよいのではないかと。例えば、「スポーツが はぐくむ埼玉 ○○○○○」である。なお、私案では「スポーツで 埼玉を 盛り上げたい」を考えた。スポーツを通じて、積極的に埼玉を変化させていこうという思いを込めている。

○ 有川議長

オンライン参加の太田委員の御意見はいかがでしょうか。

○ 太田委員

計画の内容としては、素晴らしいものだと考える。一方で、残念に感じる部分もある。もともと体がなければスポーツの実施はできない。食育等の別の計画では触れられていると思われるが、スポーツ振興計画では、スポーツを行うための体を作り上げていくという観点が不足しているのではないか。

○ 有川議長

ありがとうございました。事務局に確認ですが、計画理念は本日中に決定する必要があるのでしょうか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

可能であれば決定したい。一方で、本日の御審議を踏まえ、さらに理念案を検討されたいということであれば、後日、理念として相応しい案を事務局あて御連絡いただければと考える。事務局にて委員の皆様の御意見を集約する。有川会長に相談の上、基本理念を定めてまいりたい。

○ 増野委員

スポーツ推進計画の理念について、全県民を対象としているか、それとも、特に若者を対象としているか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

全県民である。

○ 久保委員

県のスポーツ推進計画は、埼玉県におけるスポーツの最上位計画である。全県民、若者といった括りではなく、スポーツが及ぼすいろいろな環境等も含めた、スポーツを取り巻く全てを対象としているというイメージでよいか。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

委員御指摘のとおりである。

○ 善福委員

理念について、最後の言葉は「埼玉」とする決まりがあるのか。「埼玉」が理念の文章の中盤に来ることも可能か。

○ 事務局（スポーツ振興課課長）

可能である。最後の言葉を「埼玉」とするといった決まりはない。親しみやすいものといった観点からすると、長い文章ではない方がよい。

なお、「埼玉」ではなく、「埼玉県」の言葉を活用した場合、行政部門のみが計画を推進していくものと捉えられてしまう可能性がある。「埼玉」という言葉を使用し、行政部門も含め、多様な主体が計画を推進するイメージを打ち出したい。

○ 上條委員

県計画として理念を定めた場合、県スポーツ協会や県教育委員会もその理念を参考とすることとなる。また、プロスポーツチームや企業の皆様も参考とされる。

○ 有川会長

事務局案の3つのほかに、御意見ございましたら事務局までお寄せください。今週中に基本理念を定めたいと考えております。会長、副会長一任とすることについて、御了承願います。

そのほかに、本日の議事全体を通じて御意見ございましたらお願いします。

○ 松本委員

スポーツ推進計画は3月に策定される。市町村や競技団体が策定したものを参照した際に、記載された施策への対応が困難となる懸念がある。

○ 事務局（スポーツ振興課長）

委員御指摘のとおりである。記載内容については、議案上程の最終局面まで修正が可能であるため、適宜対応してまいりたい。

署名 有川 秀之

署名 白川 玲子

署名 竹内 佐智佳